

●日本赤十字社会計規則施行細則第39条の2に基づく公表対象の随意契約一覧

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
微生物検査システム	<p>事務部医療情報課</p> <p>京都市上京区 釜座通丸太町上ル 春帯町355番地の 5</p>	平成30年7月3日	<p>アイテック 阪急 阪神株式会社</p> <p>大阪市福島区海 老江1丁目1番31 号</p>	6,264,000円	機能の充実、業務の効率化等を目的に必要機能の検討及びデータの移行、電子カルテシステムとのインターフェース等について検討を行った結論を重要視し優先した結果、現行システムが存在する中、蓄積データやノウハウを持つ同システムバージョンアップによる更新が選定されたことから、当該システムプログラム等の開発元で技術的な詳細を熟知・精通している選定ベンダ以外に業務履行不可能であり、契約の性質が競争入札に適さないため日本赤十字社会計規則第36条第4項、同施行細則第35条第11号に基づく随意契約とする。	
感染制御支援システム	<p>事務部医療情報課</p> <p>京都市上京区 釜座通丸太町上ル 春帯町355番地の 5</p>	平成30年7月3日	<p>アイテック 阪急 阪神株式会社</p> <p>大阪市福島区海 老江1丁目1番31 号</p>	8,964,000円	機能の充実、業務の効率化等を目的に必要機能の検討及びデータの移行、電子カルテシステムとのインターフェース等について検討を行った結論を重要視し優先した結果、現行システムが存在する中、蓄積データやノウハウを持つ同システムバージョンアップによる更新が選定されたことから、当該システムプログラム等の開発元で技術的な詳細を熟知・精通している選定ベンダ以外に業務履行不可能であり、契約の性質が競争入札に適さないため日本赤十字社会計規則第36条第4項、同施行細則第35条第11号に基づく随意契約とする。	

●日本赤十字社会計規則施行細則第39条の2に基づく公表対象の随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備 考)
検体検査システムの データ抽出作業	事務部医療情報課 京都市上京区 釜座通丸太町上ル 春帯町355番地の 5	平成30年7月3日	アイテック阪急 阪神株式会社 大阪市福島区海 老江1丁目1番31 号	3,477,600円	当該システムプログラム等の開発 元で技術的な詳細を熟知・精通し ている現行システムベンダ以外に 業務履行不可能であり、契約の性 質が競争入札に適さないため日本 赤十字社会計規則第36条第4項、同 施行細則第35条第11号に基づく随 意契約とする。	
A 4 病棟内自動ド ア設置工事	事務部施設課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5	平成30年7月11日	ナブコドア(株) 代表取締役社長 犬飼 伸幸 〒550-0005 大阪市西区西本町 1-12-22	2,314,500円	予定価格が250万円をこえない 工事であるため。加えて、院 内に既設の自動ドアメーカー であり、一括した保守契約が組 めるため。(日本赤十字社会計 規則第36条第4項および同施行 細則第35条第1号)。	

●日本赤十字社会計規則施行細則第39条の2に基づく公表対象の随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備 考)
勤務管理システム	<p>事務部医療情報課</p> <p>京都市上京区 釜座通丸太町上ル 春帯町355番地の 5</p>	平成30年7月30日	<p>株式会社エスエ フシー新潟</p> <p>新潟市中央区南 出来島1丁目10- 21</p>	3,700,000円	機能の充実、業務の効率化等を 目途に必要な機能の検討及びデータ の移行、電子カルテシステムとのイ ンターフェース等について検討を 行った結論を重要視し優先した結 果、現行システムが存在する中、 蓄積データやノウハウを持つ同シ ステムバージョンアップによる更 新が選定されたことから、当該シ ステムプログラム等の開発元で技 術的な詳細を熟知・精通している 選定ベンダ以外に業務履行不可能 であり、契約の性質が競争入札に 適さないため日本赤十字社会計規 則第36条第4項、同施行細則第35 条第11号に基づく随意契約とす る。	
総合健診支援シス テム	<p>事務部医療情報課</p> <p>京都市上京区 釜座通丸太町上ル 春帯町355番地の 5</p>	平成30年7月31日	<p>株式会社石川コ ンピュータ・セン ター</p> <p>大阪府岸和田市 八阪町2-1-10</p>	6,804,000円	機能の充実、業務の効率化等を 目途に必要な機能の検討及びデータ の移行、電子カルテシステムとのイ ンターフェース等について検討を 行った結論を重要視し優先した結 果、現行システムが存在する中、 蓄積データやノウハウを持つ同シ ステムバージョンアップによる更 新が選定されたことから、当該シ ステムプログラム等の開発元で技 術的な詳細を熟知・精通している 選定ベンダ以外に業務履行不可能 であり、契約の性質が競争入札に 適さないため日本赤十字社会計規 則第36条第4項、同施行細則第35 条第11号に基づく随意契約とす る。	